

平成28年第4回

伊根町議会定例会会議録

平成28年12月6日（第1号）

伊 根 町 議 会

平成28年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成28年12月 6日 火曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成28年12月 6日 9時29分			議長	泉 敏夫	
	散会	平成28年12月 6日 16時02分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 12名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	副町長	小西俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	会計管理者	倉 正人	○	
住民生活課長	上山富夫	○	代表監査委員	坂中宗一郎	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野義明	○	主 査	今岡敬雄	○	
会 議 録 署名議員	2番	藤原 正人		5番	山根 朝子		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成28年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成28年12月6日(火)

午前 9時29分 開議

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第62号 平成28年度伊根町一般会計第3回補正予算 |
| 日程第 5 | 議案第63号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算 |
| 日程第 6 | 議案第64号 平成28年度伊根町簡易水道特別会計第2回補正予算 |
| 日程第 7 | 議案第65号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算 |
| 日程第 8 | 議案第66号 平成28年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第67号 平成28年度伊根町訪問看護事業特別会計第2回補正予算 |
| 日程第10 | 議案第68号 平成28年度伊根町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算 |
| 日程第11 | 議案第69号 伊根町景観条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第70号 伊根町屋外広告物条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第71号 伊根町営駐車場条例の制定について |

- 日程第 1 4 議案第 7 2 号 伊根町伊根浦公園条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 7 3 号 伊根町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 7 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 5 号 伊根町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 7 6 号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 7 7 号 伊根町町税条例等の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 7 8 号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 7 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 2 議案第 8 0 号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 8 1 号 伊根町勤労婦人とかどものセンター、伊根町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 8 2 号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 8 3 号 新たに生じた土地の確認について（新井漁港岸壁等漁港施設用地）
- 日程第 2 6 議案第 8 4 号 字の区域の変更について（新井漁港岸壁等漁港施設用地）
- 日程第 2 7 議案第 8 5 号 新たに生じた土地の確認について（伊根漁港船揚場）

日程第 28 議案第 86 号 字の区域の変更について（伊根漁港船揚場）

日程第 29 議案第 87 号 京都地方税機構規約変更に関する協議の件

日程第 30 副議長選挙について

日程第 31 常任委員・議会運営委員及び広報特別委員の選任について

日程第 32 常任委員会・議会運営委員会及び広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任について

日程第 33 宮津与謝消防組合議会議員の選挙について

日程第 34 京都地方税機構議会議員の選挙について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度伊根町一般会計第 3 回補正予算
- 日程第 5 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度伊根町国民健康保険特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 6 議案第 6 4 号 平成 2 8 年度伊根町簡易水道特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 7 議案第 6 5 号 平成 2 8 年度伊根町下水道事業特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 8 議案第 6 6 号 平成 2 8 年度伊根町介護保険特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 9 議案第 6 7 号 平成 2 8 年度伊根町訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 1 0 議案第 6 8 号 平成 2 8 年度伊根町後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算
- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 伊根町景観条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 伊根町屋外広告物条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 1 号 伊根町営駐車場条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 7 2 号 伊根町伊根浦公園条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 7 3 号 伊根町農業委員会の委員及び農地利用最適化推

進委員の定数を定める条例の制定について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第16 | 議案第74号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第75号 | 伊根町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第76号 | 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第77号 | 伊根町町税条例等の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第78号 | 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第79号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第22 | 議案第80号 | 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第81号 | 伊根町勤労婦人とかどものセンター、伊根町福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第82号 | 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定について |
| 日程第25 | 議案第83号 | 新たに生じた土地の確認について（新井漁港岸壁等漁港施設用地） |
| 日程第26 | 議案第84号 | 字の区域の変更について（新井漁港岸壁等漁港施設用地） |
| 日程第27 | 議案第85号 | 新たに生じた土地の確認について（伊根漁港船揚場） |
| 日程第28 | 議案第86号 | 字の区域の変更について（伊根漁港船揚場） |
| 日程第29 | 議案第87号 | 京都地方税機構規約変更に関する協議の件 |

日程第 3 0 副議長選挙について

日程第 3 1 常任委員・議会運営委員及び広報特別委員の選任について

日程第 3 2 常任委員会・議会運営委員会及び広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任について

日程第 3 3 宮津与謝消防組合議会議員の選挙について

日程第 3 4 京都地方税機構議会議員の選挙について

会 議 の 経 過

平成28年12月6日(火)
午 前 9時29分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) 皆さん、おはようございます。

12月の定例会が招集となりました。議員各位におかれましては、本定例会議案の審議に際し、円滑に議事が進められますよう、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

早速ですが、会議を開きます。

町長より、招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回伊根町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先月11月19日に、ここほっと館で「日本で最も美しい村」伊根町作文・絵画コンクール、表彰式並びに発表会を開催いたしました。小中学校、児童生徒、PTA、また一般の皆様にも多くご参集をいただき盛会に開催をできました。私も審査員の一人として作品を審査させていただきました。それぞれにこのまちの美しさ、よさをこのまちに住む、生活をする実体験の中から感じ取り、自分のみずからの言葉、絵筆で、それを通じて巧みに表現をされておりました。本当に、甲乙つけがたい作品ばかりで、私としても審査に大変苦労したところでございます。

このコンクールでは、小中学校、児童生徒の皆さんに、改めて伊根町の誇れるもの、すばらしさを発見いただき、町民の皆様にご訴えていただきました。そのことにより、多くの皆さんが伊根町への誇りと伊根町民としての自覚を新たにし、日本で最も美しい村というまちづくりに邁進してくれるものと確信をいたします。作品は町内を循環し、現在、ほっと館のほうで掲示をしております。この後は、本庄公民館となります。皆様もご一読、ご一覧あらんことお願い申し上げます。

また、11月17日には、宮津与謝管内の中学生の税についての作文、税に関する高校生の作文、優秀作品の表彰式、発表会が開催をされました。宮津与謝管内8名の受賞者があるわけですが、この8名のうち、何と5名が伊根町の中学生、高校生でございました。8名中5名が伊根町の子供たちでありました。大変鼻高々でございます。こちらにつきましても、住民課のほうで置いてございますので、ご希望の方、ご一読のほうよろしくお願いを申し上げます。

いま一つ、11月30日に京都府の予算編成に関する要望として、山田知事さんを京都府町村会として訪問をいたしました。我々の要望は多岐にわたるわけですが、重点項目として、一つ、未来づくり交付金について、一つ、台風、局地的豪雨による土砂災害の防災、減災対策について、そして一つに国民健康保険の安定、運営について、一つに府民公募型事業について、この4点についてお願いをしてまいりました。

また、個別の話になりましたが、そのときには意見を求められましたので、私のほうからは、過疎債の対象事業の拡大、すなわち、我々過疎地連のほうで国に申し上げております。過疎債の対象を広げてほしい、そのいの一番に挙げているのが、廃棄物処理施設であったり、小中学校であったり、そういった公共施設を解体、撤去する場合、何ら補助金がありません。そうでありますので、何とか過疎債をこの事業に対象にしてほしい。そのことを声高に申し上げております。知事さんも一緒になってお願いしたいということをお願いしました。

いま一つは、社会資本整備交付金の増額についてであります。

これにつきましても、国のほう、交付金額をふやしてほしい。具体的な例で申し上げますと、我々伊根町は、今、津母からなくして野室から本庄浜までかけて、町道を開道いたします。しかしながら、これ、過疎債だけでは頼ることはできません。のり面防災につきましても、やはり、社会資本整備交付金であります。これが一番大きなものであります。交付率が事業に当たっては、ほとんど10%程度しか交付いただいております。これでは10年かかります。これでは困るわけで

あります。何とかふやしてほしい。一緒になって知事さん、国へ声を上げてほしいということをお願いしてきてきたところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げますのは、平成28年度補正予算が7件、条例の制定が5件、一部改正が5件、人事案件が1件、公の施設の指定管理者の指定が3件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更がそれぞれ2件、規約変更に関する協議が1件でございます。

議案等の内容につきましては、提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞご審議の上、ご決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本定例会開会の挨拶といたします。

○議長（泉 敏夫君） ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成28年第4回伊根町議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（泉 敏夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、

2番、藤原正人君

5番、山根朝子君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（泉 敏夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る11月30日の議会運営委員会で協議の結果、今期定例会の会期は本日から12月16日までの11日間ということで決定いただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸会議等への議員等の出席された状況は、公務報告のとおりであります。

監査委員からの報告のあった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので必要な方は閲覧ください。

まず初めに、私のほうから会議等の報告を行います。

第60回町村議会議長会全国大会が11月9日東京において開催され、決議、特別決議及び要望並びに特別要望等について承認されました。特に、議員の位置づけの明確化、選挙の活性化、厚生年金制度への加入等について、町村議会の充実強化に関する重点要望がありました。

また、翌10日から11日にかけて、府議長会管外視察研修が長野県飯綱町で行われ、飯綱町議会の議会力を向上させ、町長と切磋琢磨する議会へということで、寺島議長から、平成20年から議会改革に取り組んだ経過及び平成22年度から行っている政策提言、町民と議会との懇談会の定期開催や政策サポーター制度の創設などの説明を受け、後に意見交換を行いました。

なお、この飯綱町議会は、全国町村議会特別表彰を授与されております。視察資料は事務局にありますのでごらんください。

次に、佐戸議員から環境組合等の報告をお願いいたします。7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 一部ですが、公務報告をさせていただきます。

10月24日、岩滝庁舎にて宮津与謝環境組合議会が行われております。内容は27年度決算でございます。

11月26日、12月3日の両日、加悦やすら苑、岩滝コミュニティーセンターにおきまして、与謝郡福祉会理事会、評議員会が開催されております。

11月28日、宮津総合庁舎にて、京都地方税機構の会議が行われております。内容ですが、現在の活動状況について報告をされております。

12月5日、町長、議長、総務委員長、副委員長の5名出席で、ごみ処理場の起工式が行われております。平成31年7月完成の予定でございます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 続いて、和田委員長から消防組合議会及び総務委員会の報告をいただきます。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは私のほうから、まず最初に総務委員会報告のほうをさせていただきます。

9月7日に開催した総務委員会では、先般、行きました10月18日、19日の視察先である山口県阿武町、島根県津和野町の取り組みについて事前調査し、視察先への質問等を考え、視察先で学んだことが今期の政策提言に生かせるものであるかどうかをしっかりと探っていく方向で委員会を終了しました。その後、11月参加の委員会では、視察先に行った視察先での議事録に目を通し、2つの視察先で学び、知り得た取り組みについて、我がまちで取り組んでいく必要性について議論しました。結果、今期の総務委員会からの政策提言として、定住アドバイザーの設置、地域見守りネットワークの構築、役場周辺道路の街灯整備、昨年を引き続いての人間ドック助成について提言することとなりました。

総務委員会報告は以上でございます。

続きまして、10月21日、宮津市議会場で行われた宮津与謝消防組合議会の報告をいたします。

議案内容は、消防職員の給与に関する条例の一部、こちらの専決処分の承認について、平成27年度当組合の歳入歳出決算認定について、条例改正及び職員の配置がえによる給与の増額を主とする28年度の一般会計補正予算について、平成28年8月8日の与謝野町下山田の火災現場において消防ホースのブリッジにバイクが接触して起きた物損事故に伴う和解について、以上4点がいずれも全員承認及び可決され、閉会しました。

なお、今回は与謝野町の伊藤議員より消防職員の経過について、国の消防広域化と消防対策について、与謝の海北部医療センターの関係について、福知山救命救急センターについて、エクスパンドレーダー基地の関係についての一般質問が組合議会でありました。

組合議会終了後、全員協議会があり、宮津分署耐震工事の進捗説明があり、基礎工事の際のくい打ち工事の際に事前に予見できなかった岩盤があり、工事中止とくい工法の変更による工事価格の増加の可能性の報告がございました。

また、組合の近況報告では、高機能消防指令センター等への効果説明と報告があり、災害入電から出動指令までの時間が以前と比べ32秒短縮し、GPS機能により災害現場に近い車両を迅速に現場に指示できる車両動態システムの導入により、事例では最高で8分短縮した事例もありますが、平均して2分30秒の時間短縮効果が得られたという報告がございました。

消防組合議会報告は以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 最後に、上辻委員長から産業建設委員会について報告をいただきます。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 9月7日、産業建設委員会では、山口県阿武町、島根県津和野町の行政視察について行政視察の日程など、また説明などしていただき、質問事項など話し合いをいたしました。

また、兵庫県篠山市の鳥獣対策についての行政視察、また管外視察については、今年度は実施しないように検討いたしました。

また、10月27日には、伊根町の入札制度について建設協会さんとの意見交換会をいたしました。また、除雪作業についてもお話しいたしました。後で、政策提言についても話し合いをいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 何かご質問等ございますか。ないようであります。以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第62号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議案第62号 平成28年度伊根町一般会計第3回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議案第62号 平成28年度伊根町一般会計第3回補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算総額に1億7,285万6,000円を追加し、30億5,189万2,000円とするものでございます。

2、3ページをお願い申し上げます。

歳入です。

13款使用料及び手数料 1項使用料が55万1,000円の増額です。大西と伊根浦公園の駐車料金の計上でございます。

14款国庫支出金 1項国庫負担金74万9,000円の増額。2項国庫補助金1,106万1,000円は、臨時福祉給付金などを計上するものでございます。

15款府支出金 1項府負担金19万9,000円の増額。2項府補助金271万2,000円は、明日のむら人移住促進事業補助金などでございます。

16款財産収入 1項財産運用収入6,357万7,000円の増額は、基金の一括債券運用による収入の計上でございます。

17款1項寄附金420万3,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の増額分でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金2,283万7,000円の減額は、前年度繰越金計上によるものなどでございます。

19款1項繰越金1億1,240万8,000円の増額は、平成27年度決算剰余金の繰り越しでございます。

20款諸収入 4項雑入23万3,000円の増額でございます。

4、5ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項議会費25万8,000円の増額です。

2款総務費 1項総務管理費1億3,687万2,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の基金積立、滞在型体験観光まちづくり事業などのほか、前年度繰越金の半額分の積み立て、基金運用収益を各基金に積み立てるものでございます。2項徴税費48万6,000円の増額。3項戸籍住民基本台帳費3万9,000円の増額です。

3款民生費 1項社会福祉費1,418万2,000円の増額は、経済対策のための臨時福祉給付金などでございます。2項児童福祉費222万3,000円の増額。3項国民年金費3万7,000円の増額です。

4款衛生費 1項保健衛生費174万8,000円の減額は、伊根診療所勘定への繰出金の減額などによるものでございます。2項清掃費1万1,000円の増額です。

6款農林水産業費 1項農業費117万4,000円の増額は、中山間地域等直接支払交付金で、新規の取り組みが2地区ございます。農林業基盤整備事業による増額です。3項水産業費1,007万7,000円の増額は、共同利用施設整備事業補助金のほか、担い手確保対策の補助金を計上したことなどによるものでございます。

7款1項商工費176万3,000円の増額は、伊根浦観光活性化事業で、地域おこし協力隊員の起業支援対策補助金を計上したほか、駐車場の保守管理費などを計上しております。

8款土木費 1項土木管理費438万5,000円の増額は、残土処分場管理基金の運用益の積み立てなどでございます。2項道路橋りょう費29万5,000円の増額です。4項住宅費27万

円の増額は、住宅管理基金の運用益の積み立てでございます。5項公園費36万8,000円の増額は、伊根浦公園の保守管理費の計上でございます。

9款1項消防費91万2,000円の増額は、消火栓の修繕費のほか、基金の運用益の積み立てを計上しております。

次に、6、7ページをごらんください。

10款教育費 1項教育総務費69万7,000円の増額。2項小学校費3万3,000円の増額。3項中学校費52万2,000円の増額でございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第62号 平成28年度伊根町一般会計第3回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 35ページ。

まずもって、中学校の学校管理費の講師についてはご配慮いただき、まことにありがとうございます。子供たちにとって大事な時期でありますので、予算計上に対して敬意を表したいと思っております。

コミュニティ・スクール事業の食糧費で、お茶代ということで1万1,000円上がっております。私も以前、この会議に出させていただいてペットボトルのお茶を出していただいたんですけども、こんなの普通にお茶を出せばいいじゃないですか。一々ペットボトルを出さないといけない決まりもないでしょう。1万1,000円のわずかな金額ではありますけれども、必要もないと思っておりますので、こういった計上については、今後はしっかりと現場とも打ち合わせをしていただいて、お願いしたいなというふうに思います。

もう一点、29ページの伊根浦観光活性化事業のインバウンド対策ということで、特別地方交付税が充当されるということで、地域おこし協力隊の企業支援補助金というものが計上されております。これについて、恐らく、町の要綱なりで支給要綱なりが定められるのかなというふうに思うんですが、具体的に、例えば開業支援金のように、企業化計画認定に当たっては商工会の審査を得ることや事業の実施期間、経営指導を受けることが、私は必要だと思いますがいかがでしょうか。

また、府の支援制度に準じ、起業後も助成事業が完了した翌年から一定期間、事業実施状況報告を義務づけ、事業の状況を把握すべきではないかと思っておりますが、このあたりは要綱なりで定められる予定はあるのかお聞かせ願います。

○議長（泉 敏夫君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） 先ほど、濱野議員のコミュニティ・スクールの食糧費の件でございますが、今後、この事業以外の事業でもこのような計画の中で、お茶代等の計上というふうなことが上がってきた場合には、調整をいたしまして判断をしたいと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 濱野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと地域おこし協力隊におけます起業化支援の要綱の中では、十分内容を審査するというところで、それを適当と認めるものに対して補助金を交付するということになっておりますので、この辺につきましてはの助言等につきましては、ここでは明確にうたっておりませんが、おっしゃられましたとおり商工会等へのご相談なり支援というもの、指導というものを受けていきたいなというふうに思っております。

それと、事業進捗後の経過の観察につきましては、現在要綱の中では定めておりませんが、追跡調査というものが要るということに、確かならうかなというふうには思っておりますので、要綱のほうでその辺を十分書き記して、指導、追跡調査をやっていききたいというふうに考えております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ぜひ、そのあたりについては要綱のほうで定めていただくなり、しっかりと事業実施後も町である程度は把握いただきたいというふうに思います。

駐車場が、管理運営費のほうで予算計上されております。これについて、施設管理業務と機器保

守業務というものが上がっておるわけなんです、これについては、後ほど条例のほうで、規則で施工については定めるといふふうにあったと思います。実際に具体的には、いつから駐車場管理というものが始まるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 工事につきましては、12月いっぱいをめどにいたしておまして、実際、運用が開始されるのは1月からの予定をいたしております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 大西駐車場と伊根浦公園、両方とも1月1日から運用開始というご理解でよろしいですか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 大西駐車場と伊根浦公園の駐車場になります。

先ほども申し上げましたが、七面山の駐車場につきましては、地元との協議がつかないという説明をさせていただきましたので、その供用開始については29年4月からの供用開始ということでご理解をいただいたらと思います。

（「1月1日から」の声あり）

○企画観光課長（泉 良悟君） 29年4月1日から。

（「伊根浦公園と大西は1月1日ですか」の声あり）

○企画観光課長（泉 良悟君） 1月1日から。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 関連なんですけれども、1月1日に駐車場が、七面山が開始するということですが、七面山は4月。そうですか。七面山は4月からですか。それだったらいいんですけども。

そうしたら、大西の駐車場、七面山の駐車場ができるというわけですが、駐車場内でのトラブルについては、車が破損したり、車の中のものをとられたというのは警察対応になると思うんですけども、その他のトラブルについての管理体制はどのようなことをされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 車の車内の盗難でありますとかそういうものにつきましては、その利用者の責任ということで看板等も掲げていくということになるかと思いますが、それ以外のチケットの発行云々、いつから入ったというような部分が、ちょっと券を忘れたとかいうような場合については、オペレーションセンター等つながっておりますので、そのやりとりの中で管理ができるということでございます。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 駐車場の管理運営は、3カ所とも基本的に外部の管理会社に委託して運営されるという認識でよろしいですか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） はい。全て機械式で実施をやりますので、1つはバー式のもの七面山でございます。あと、大西地区と伊根浦公園についてはフラップ式ということで方式は違いますが、全て保守管理については外部の業者とやるということでございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 駐車場条例で質問しないといけないというふうには本来思っておったんですけども、予算のほうは計上されておりますのでさせていただくので、1月1日から2カ所の駐車場については運営が開始される。条例の中には、回数券であったりとか、年契約のものであったりとか、そういった切符の購入の分が記載されておりましたよね。これについての販売開始時期というのは、今から1月1日であれば、本議会が終われば直ちにそういったチケットを用意してあって、住民さんが買いに行けるような仕組みになるのか。29日から役場休みですよ。それまでにしっかり準備されて、周知期間というのは逆に設けられるのかどうか心配しているんですが、そのあたりと、あと、伊根浦公園については、バスの駐車場が今現在設けられていますよね。これについて

の取り扱いはどのようになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 年間契約券でありますとかそういうものにつきましては、基本的には七面山の駐車場を想定しております。そういう点からは、十分対応ができるのかなというふうに思っておりますし、バスについては、これは自由にとめていただくということになると思います。これは伊根浦公園ですね。バスは料金を取らないということになっております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 詳しくは、条例のほうの中身になってきますので、条例のところでのその辺については質疑をさせていただきたいなというふうに思います。

一つ確認させていただきたいのが、滞在型体験観光まちづくり事業で、せんだっての6月の説明の中では、あくまで町のほうで購入して、町が回収して民間に任せるんだよと、公設民営の説明があったと思うんですが、先ほどの説明では町が運営するんだという説明であったと思うんですが、町の運営という理解に変更になったんですか。その辺について説明願います。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） ちょっと私の説明が不明瞭な点があったかというふうに思いますが、あくまで、町が空き家なり舟屋を、今回は買い上げるということになっておりまして、その運営については観光協会でありますとか、その他の指定管理者でありますとか、そういった方々に対して担い手を探しているというような状況でございまして、あくまでも公設民営で考えております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 今現在、既に担い手を探しているということですか。まだ、どんなものができるかもわからない状態で、探しているという理解でいいんですか。探しているのであれば、本来、どういったものができて、一棟貸しとしてもどのぐらいの金額であったりとか、そういった説明が本来必要だと思うんですけども、それもない中で探しているのはちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 一応、観光協会等については収益を上げていただくというような思いもありまして、これはDMOになった関係もございまして、観光協会のほうにはこういう計画があるんだけど、観光協会でも収益を上げていただけるようなことを考えていただけないかなというように打診をしておりますけれども、その辺については、観光協会の管理の問題でございまして、そこまで強制的に言うわけにはいきませんので、その辺は現在検討ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） このことが民業への圧迫とかということはないんですか。その辺もお考えになってやっつけいらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 先ほど説明もさせていただきましたが、あくまでも1つのモデルとして実施をすると。この滞在型観光の事業につきましては、先ほども申しあげました5市2町全体での取り組みを事業としてやっているわけです。ですから、そういった宿泊施設、一棟貸しで泊まっていただけの施設、それと食事をしていただく、また体験をしていただく、このセットで事業が進められていっておりますので、あくまでも補助事業としての事業をやっているわけなんです。ですから、民業を圧迫するということのようなことは、最初からそのような考えはございませんし、これを一つのモデルにさせていただいて民間の方々が、こういう使い方ができるのかなという、そういうあたりを促していただければありがたいかなということで事業を実施しているところでございます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 少し私のほうから補完をさせていただきますと、我々、事の始まりが、伊根浦観光を進めていこうという中で、かつて伊根湾の中に24軒、ですから230棟、10棟に1つは民宿があった。それがたったの3軒から5軒になってしまった。何とかふやそうじゃないか

ということで、でも、ほとんどが旅館業法にのっかってやっていると、伊根の舟屋が民宿として扱えるのは無理がある。それで、いわゆる消防法とか、とりあえず旅館業法を乗り切るためにどうしたらいいか。苦心惨たん重ねまして、33㎡以下、漁業体験民宿、そういう形でできるように、一つのモデルができ上がったんです。今度は、そうじゃなくして、一つの空き家対策であり、ましてや1つの舟屋をちゃんとともに旅館業法をクリアしてやれるためにはどういうふうにしたらいいんだ、どうしたら、これできるんだというモデルケースをやるといことなんです。

ですから、これを一つのモデルケースにさせていただいて、町がやっているあのやり方でやったら、うちの舟屋もこうやったらできるんだと、その見本をつくる。モデルケースをつくる。ですから、誰かと、やっておられる方と競合するのではなくして、そういう、ちゃんと旅館業法をクリアした、ちゃんと制した形でやれる方法、いろいろはやっておりますね、民泊とか何か。そうじゃなくして体験民宿でもない、そういう形でやるにはどうしたらいいかを示すモデルだと、そういうふうに思っていたいただければなと思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はありませんか。7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 16款の財産収入なんですが、今、ゼロ金融の時代に利子、基金の運用益で多額の利益を得られていると聞いておりますが、この運用にリスクはないのか、詳しいことをお聞き願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 鍵総務課長。

○総務課長（鍵 良平君） ただいま佐戸議員からご質問がありました基金運用に関するリスクなんですけれども、俗に言うハイリスクハイリターン商品を求めて運用をしておるというわけではございませんで、運用方法の具体的なものとしましては、町長が説明でも申し上げましたように、基金の債券一括運用というものを取り入れた結果でございます。このあたりの経過につきまして、詳しくは、以前に会計管理者のほうで、ペイオフ対策も含めた形で基金の運用方針としてお示しをさせていただいておりますので、ちょっと重複する部分がございますが、その内容について1点説明させていただきますと、総額、基金が、財政調整基金、減債基金、その他もろもろの特定目的基金などがございますが、例えば財政調整基金とか減債基金ですと数億という単位でございますが、そのほかの基金につきましては数千万円というようなものもあり、またもう少し少ない金額のものもございます。

そういった中で、それぞれの基金の運用のフレキシブルさを失わないように、必要なときにすぐ出せる状態で保持しつつ、なおかつローリスクでハイリターンな商品、このような都合のいいものはなかなかないんですけれども、そういったもので運用していくという、町民の財産をふやしていくという考え方のもとに、全体を1つにプールをしまして、1口当たりが大口になります地方公共団体金融機構債というものを購入いたしております。そのほか都道府県債あるいは指定都市の発行される市場公募債、こういったような地方公共団体の債券、これを購入することによって、そこで得られる利回り、これが、全部をそれでやりますと基金が硬直化をしますので、全体をプールした中で何割かを債券、大体債券が1口当たりのロットで1億円単位になりますが、こういったものを何口か購入しております。そのほかは、従来どおりの市中銀行、指定金融機関や本町と取引のあります金融機関の大口定期預金で従来どおりの運用と、これを組み合わせまして現在の利益が得られておる状況でございます。半年ごとに得られる利益のほか、一定のタイミングを見計らいまして売却した売却差益なども中にはございまして、こういったような運用をさせていただいておる状況でございます。ですから、全体としては多くは大口定期預金、中の一部を地方公共団体金融機構などの債券、こういったようなバランスで運用をさせていただいておる状況でございます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 私どもからも一言申し添えますと、ありていに言いまして東京都債、全国金融債、ですから、東京都が確かに潰れれば紙になりますのでリスクはあります。でも、北都信用金庫や京都銀行が潰れるか、はたまた東京都が潰れるかといえ、これはリスクは少ないものと考えております。また、たまたま今回大きな額が出ました。これは、いわゆるマイナス金利がことしの春導入されまして、その折に、我々もこんなことは想定はしておりませんでした。5億円の債券

が5億8,000万を超える債券に値上がったというわけです。いいところで売らせていただいて、益が出たわけで、こんなことはまれなことだと思います。こんなことを狙って我々しておるわけじゃなくて、銀行金利よりも少しでもいい利回りでやろうと思ってやっておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑ございませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 滞在型体験観光まちづくり企業については、新年度予算で、また議論をさせていただきたいというふうに思います。

25ページ、国民健康保険特別会計診療所勘定繰出金、今回の減額措置で、一般会計からの伊根診療所の繰り出しはゼロ円となりましたよね。伊根診療所についてはゼロ円となりました。適切にしっかりと運営されているというふうに思うんですが、本庄診療所については、あくまでまだ繰出金が今回も補正予算で増額となった。今後を見据えた場合に、伊根診療所と、あくまで、本庄診療所2つをやっていくことのほうが収益上いいのか、そうでなくて、もう伊根診がゼロになって、本庄診療所も入れても繰出金が一般会計からもゼロ円になりますよというのであれば、そのあたりについてどういう見解をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 今回の補正によりまして、濱野議員おっしゃいますとおり、伊根診療所勘定への一般会計からの繰入金金はゼロ。逆に、本庄診療所につきましては、当初予算で一般会計の繰り入れをしておりますが、それに、さらに補足をするということで、今回一般財源の一般会計からの繰り入れをいただいております。

確かに、伊根診療所の経営が、経営上は安定しておる、順調に推移ができておるのかなと思いますし、本庄診療所については、確かに伊根診療所と比べると厳しい状況にはございます。ただ、今まで過去の経過で言いますと、伊根診療所、本庄診療所ともに今以上の大きな繰り出しをしてきた経過もございます。濱野議員もご承知のとおりだろうというふうに思いますが、以前から比べると本庄診療所でも、今もまだ、いい状況にはなっておろうかなというふうに思っております。さらに、現在常勤医師がいないということから、今、北部医療センター等からの医師の派遣もいただいております。そうしたことも経営上はよい方向に向かっておる一つの項目なんだろうなというふうに思っております。

ただ、濱野議員のご指摘がありましたように、本庄診療所については、伊根町全体の人口が減る中、確かに少しずつであります。患者の減少も来ております。そのあたりのことも十分に判断した上での今回の補正なんですけれども、これから本庄診療所と伊根診療所の統合についても、もちろん考えていく時期は来ようかというふうに思います。伊根町の診療所のあり方検討委員会でも、統合についての検討という提言もいただいておりますので、これらは加味をしていく必要がございますが、一足飛びに、すぐに本庄診療所と伊根診療所の統合ということもなかなか難しいことがあります。さらには、地元の特に近くの方々につきましては、診療所の足の確保もできていない中、なかなか厳しいところがあるかと思っておりますので、そのあたり、経営上の観点も十分に把握をしながら、今後の診療所の運営については検討していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、もうしばらく検討の時間は必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はございませんか。質疑がないようではあります。これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成28年度伊根町一般会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第63号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議案第63号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第63号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてでございます。

37ページをごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算総額に1,559万5,000円を追加し、3億8,677万6,000円とするものでございます。

38、39ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

9款財産収入 1項財産運用収入348万円の増額。

10款繰入金 1項他会計繰入金20万3,000円の増額。2項基金繰入金361万6,000円の増額は、高額療養費の増額に必要な財源の繰り入れでございます。

11款1項繰越金829万6,000円の増額でございます。

40、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費 2項高額療養費399万7,000円の増額は、一般被保険者高額療養費でございます。

8款保健事業費 3項総合保健事業費20万3,000円の増額。

9款1項基金積立金348万円の増額。

11款諸支出金 1項償還金及び還付加算金791万5,000円の増額は、前年度の療養給付費等の確定に伴う返還金でございます。

37ページに戻っていただき、伊根診療所勘定の歳入歳出予算総額から216万2,000円を減額し、9,003万円とするものでございます。

50、51ページをごらんください。

歳入でございます。

7款繰入金 1項他会計繰入金376万4,000円の減額。

8款1項繰越金160万2,000円の増額でございます。

52、53ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費 1項施設管理費216万2,000円の減額でございます。

37ページに戻っていただき、本庄診療所勘定の歳入歳出予算総額に91万4,000円を追加し、6,658万3,000円とするものでございます。

62、63ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款繰入金 1項他会計繰入金87万4,000円の増額。

8款1項繰越金4万円の増額です。

64、65ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費 1項施設管理費76万7,000円の増額。

2款1項医業費14万7,000円の増額でございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 議案第63号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第63号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計第2回補正予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第64号

○議長(泉 敏夫君) 日程第6、議案第64号 平成28年度伊根町簡易水道特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第64号 平成28年度伊根町簡易水道特別会計第2回補正予算についてでございます。

75ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に103万5,000円を追加し、1億2,029万3,000円とするもの
でございます。

76、77ページをお願い申し上げます。

歳入です。

5款繰入金 1項他会計繰入金93万9,000円の増額。

6款1項繰越金9万6,000円の増額でございます。

78、79ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費 1項総務管理費8万4,000円の増額。2項施設管理費95万1,000円の増額は、筒川南簡易水道菅野配水池の流量計修繕でございます。

担当課長等の細部説明は省略いたしますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(泉 敏夫君) これから質疑を行います。質疑がないようであります。これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第64号 平成28年度伊根町簡易水道特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第65号

○議長(泉 敏夫君) 日程第7、議案第65号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第65号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算についてでございます。

89ページをごらんください。

歳入歳出予算総額に982万6,000円を追加し、1億2,955万3,000円とするものでございます。

90、91ページをお願いいたします。

歳入です。

5款財産収入 1項財産運用収入464万9,000円の増額。

6款繰入金 1項他会計繰入金61万円の減額。

7款1項繰越金5万4,000円の増額。

8款諸収入 1項雑入573万3,000円の増額でございます。

92、93ページをごらんください。

歳出です。

1款総務費 1項総務管理費6,000円の増額でございます。2項施設管理費150万円の増額です。

3款1項基金積立金832万円の増額は、基金運用益などを減債基金に積み立てるものでございます。

細部につきましては担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 議案第65号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 施設管理費、光熱費が150万上がっておるんですけども、これは接続するとこんなに電気代が上がるということなんですか。

すみません。101ページです。申しわけございません。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 電気代のご質問でございます。

光熱水費につきましては、当初予算で751万5,000円を計上いたしております。これの根拠となりますのは、12で割りかえますので月平均60数万、70万弱ということで計算をしておりましたが、この予算要求時には最大で70万を超えまして、そのまま増加する傾向に行くと、およそ100万近く不足するのではないかという見込みになり、ちょっと余裕を持たせていただきまして150万円を計上したところでございます。

しかしながら、実際には10月に入りまして、また60万円台に落ちましたので、実質的には50万円程度の増加でおさまるのではないかと思います。予算要求の段階では半年間の伸び状況を考慮してちょっと多い目に予算増額をお願いしたところでございます。実際には100万ぐらひは減るかと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第65号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 11時13分

再開 11時24分

○議長（泉 敏夫君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第8 議案第66号

○議長（泉 敏夫君） 日程第8、議案第66号 平成28年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第66号 平成28年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算についてでございます。

103ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額に637万2,000円を追加し、4億806万1,000円とするものでございます。

104、105ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款国庫支出金 2項国庫補助金2万円の増額。

8款財産収入 1項財産運用収入57万9,000円の増額。

10款繰入金 1項一般会計繰入金6万円の増額。

11款1項繰越金571万3,000円の増額でございます。

106、107ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費 1項総務管理費4万1,000円の増額。

5款地域支援事業費 1項介護予防事業費4,000円の増額。2項包括的支援事業・任意事業費3万5,000円の増額。

6款1項基金積立金57万9,000円の増額。

8款諸支出金 1項償還金及び還付加算金571万3,000円の増額です。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 須川課長。

○保健福祉課長（須川清広君） 議案第66号 平成28年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第66号 平成28年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第67号

○議長（泉 敏夫君） 日程第9、議案第67号 平成28年度伊根町訪問看護事業特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第67号 平成28年度伊根町訪問看護事業特別会計第2回補正予算についてでございます。

117ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に239万6,000円を追加し、2,320万5,000円とするものでございます。

118、119ページをお願い申し上げます。

歳入です。

5款財産収入 1項財産運用収入41万1,000円の増額。

6款繰入金 2項基金繰入金97万5,000円の減額。

7款1項繰越金296万円の増額でございます。

120、121ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。

1款総務費 1項施設管理費198万5,000円の増額。

3款1項基金積立金41万1,000円の増額です。

細部につきましては担当課長等からご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 議案第67号 平成28年度伊根町訪問看護事業特別会計第2回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようであります。これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第67号 平成28年度伊根町訪問看護事業特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第68号

○議長（泉 敏夫君） 日程第10、議案第68号 平成28年度伊根町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第68号 平成28年度伊根町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算についてでございます。

131ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に12万8,000円を追加し、3,789万9,000円とするものでございます。

132、133ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金 1項他会計繰入金7,000円の増額でございます。

4款1項繰越金12万1,000円の増額でございます。

134、135ページをお願いいたします。

歳出です。

3款2項諸支出金12万8,000円の増額で、過年度補助金の確定による還付でございます。

担当課長等の細部説明は省略いたしますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようであり

ますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第68号 平成28年度伊根町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第69号

○議長(泉 敏夫君) 日程第11、議案第69号 伊根町景観条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第69号 伊根町景観条例の制定について。

平成23年4月1日に景観法に基づく景観行政団体へ移行したことを契機に町内の良好な景観形成についての基本的理念を定め、地域の個性と特色を生かした施策を総合的に推進することにより、住民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため、必要な規定を定める条例を制定するものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(泉 敏夫君) 泉課長。

○企画観光課長(泉 良悟君) 議案第69号 伊根町景観条例の制定について説明(担当課長説明記載省略)

○議長(泉 敏夫君) これから質疑を行います。8番、上辻亨君。

○8番(上辻 亨君) この条例の中に、第19条で樹木等の指定というふうにあります。これは山の木とかも含めて入るのか、大木だとか、あと、個人が所有する立派なお庭にあるような植木も対象になっているのかどうか教えてください。

○議長(泉 敏夫君) 泉課長。

○企画観光課長(泉 良悟君) 上辻議員のご質問ですが、まず、庭木等につきましては、景観樹木には恐らく外れるんだろうというふうに思っております。この19条の条項では、これは景観法の中でも景観重要樹木を指定するという項目が既に法律で書いてございまして、その中で指定するということから、一定の大きな範囲でございまして、その部分で景観的に必要だと思われる地域について、そういった樹木も指定をするという、そういうことでございます。

○議長(泉 敏夫君) 8番、上辻亨君。

○8番(上辻 亨君) 現在、その指定をしようと思う樹木に関して、大体どれぐらいあるんですか。

○議長(泉 敏夫君) 泉課長。

○企画観光課長(泉 良悟君) 今回、条例に盛り込んでおりますが、現在のところ、景観重要樹木の指定のことにつきましては、指定する予定は今のところございません。

○議長(泉 敏夫君) 6番、大谷功君。

○6番(大谷 功君) 第21条で、景観協定ということで載っておるわけですが、景観条例で縛りながら景観協定ということなんですが、この協定が想定されるようなことは、どんなことが考えられますか。

○議長(泉 敏夫君) 泉課長。

○企画観光課長(泉 良悟君) 今回の21条の条項については、想定するものはないというふう

に考えておりました、法律の中でもあります、この法第81条については、土地区画整理法における仮換地のことを申し上げておりました、伊根町では該当しないというふうに考えております。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 先ほどの上辻議員の質疑にちょっと関連するんですけども、最重要樹木というのは、伊根町では今のところ該当するところはないということなんですけれども、この景観重要建築物とセットになっているという考え方でいいんですか、その樹木は。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 和田議員のご質問ですが、景観重要建造物の指定の部分と、また樹木とは別の取り扱いとなるというふうに理解しております。

○議長（泉 敏夫君） 質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。ないようでしたら賛成者の討論をお願いします。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 伊根町景観条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第70号

○議長（泉 敏夫君） 日程第12、議案第70号 伊根町屋外広告物条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第70号 伊根町屋外広告物条例の制定について。

本町において、屋外広告物法の趣旨を踏まえ、独自に伊根町屋外広告物条例を定め、屋外広告物に関し必要な規制を定めるものでございます。

特に伊根地区の重要伝統的建造物群保存地区においては、屋外広告物を原則禁止した上で、決められた場所、意匠、形状等に合致するもののみ特例として屋外広告物の表示を認める等の必要な規制を定める条例を制定するものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 議案第70号 伊根町屋外広告物条例の制定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 私は、伊根浦でのこの条例は大変賛成でございます。

私も商売をしておりました、私の家の舟屋が事務所ということになっておりますが、看板は一切上げておりません。

この条例の中で、民宿やお食事どころの方々などの集合看板を設置するということを聞きましたが、何カ所ぐらい設置する予定なのか。もし、集合看板を設置するのであれば、私も政党の党員ではございますが、政党看板、ポスターもそういうところで見られるようにしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 佐戸議員のご質問でございますが、まず集合看板につきましては、こうして伊根浦地区の伝建地区を規制いたしますと、当然看板が少なくなっていくということを想定しております、集合看板はどこかに必要だろうというふうに考えておりますが、現在のところどこに設置するというところについてはまだ十分協議ができておりませんので、要所要所のところで必要な看板は設置をしていきたいということで、今後検討をしていきたいというふうに考えてお

りますし、先ほど、2つ目のご質問の政党関係については、ちょっとそこまでは考えておりませんので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） この前、この条例がきょう出されるまでに、説明会が伊根の福祉センターのほうであったんですけども、住民さんからは、ひどく反発といいますか、いろんな意見があつてあれだったんですけども、今後もこの条例、私は反対ではありませんけれども、まだ何か住民さんには上手に説明が行っていないような感じを受けました。まだこれからも、もう少し説明をしていってはどうかなというふうに思います。

それと、与謝野町にもこういったまちがあります。近隣の市町村で、京都市と宇治市がこの景観条例というのをやっておるというふうに、今度は伊根町がするということで、近隣の市町村はどういうような対応をとられておるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 上辻議員のご質問にお答えをさせていただきますが、まず、住民説明会の開催については、これは、冒頭説明を申し上げましたが、看板設置をされている方々に対して個別具体的に相談なり説明に行くということを考えておりました、伝建地区だけで、今調査している中では119件あったと思いますが、そこへは説明に行かせていただくという計画にしております。

他町の例でございますが、これは、京都府の屋外広告物条例の事務委任を受けて、今、他町はやられておりますので、そこまできつく縛っていかうということにはなっていないんじゃないかなというふうには思っております、今回、伊根地区という伝建地区を、縛りをかけていくということになりますので、そこで皆さんの意識が初めて今まで京都府の条例下で事務をさせていただいておりました我々にとっても、また住民さんにとっても、それが大変なことなのではないかなというふうなイメージを持たれたんじゃないかなというふうに思います。

今回の用例を出さなくても、京都府の条例には縛られているわけなんです、ずっとこれが。そういうことも含めまして、今回そういった縛りをかけることについて、看板を反対というような言い方をされておる住民さんもおられますが、そうではなく、先ほどの景観条例ではないですけども、町と住民さんと、それと、事業者の皆さんが協力して伊根浦舟屋群の景観をきれいな町並みにしていこうということで、一緒に取り組みましようというふうなことを今回はさせていただきたいというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ようやくこの日を迎えて、ちょっとほっとしたなというふうに思っているのと、また後ほど、私、賛成の立場で賛成討論させていただこうと思っておりますが、確認したいところが何か所かございまして、第9条でございます。

表記についてでございますが、既存看板に許可番号や許可期間について表記することは、設置場所によっては難しい場合も見受けられるだろうというふうに考えております。表記をしない場合は2万円以下の過料を処されるのであれば、ポスターに張る証紙のようなステッカーを町が作成して、登録の際にはそちらも一緒に許可証とともに交付するような仕組みが必要とは思いますが、いかがでしょうか。

また、もう一点が屋外広告物でございまして、企業さんによっては創業当時から、もしくはかなり古くから受け継がれてきた大切な看板等もあろうかと思ひます。広告物の撤去や回収費用等については、既存設置者に十分配慮した予算措置をお願ひしたいと思います、そのあたりについてお聞かせ願ひします。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 濱野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

表記の件でございますが、これにつきましては、一定決まりのサイズというものがございまして、確かに張れないというような看板もございまして、今後どういう表記の仕方をしていくかにつきましては、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、看板の撤去に対する今後の支援ということになるかと思ひますが、これにつきましては

は、施行日を平成29年4月1日からというふうになっておりますので、看板の撤去並びに看板の回収、そういったものに対して3分の2補助、上限15万円というような支援ができないかというふうに考えておまして、相場的に15万円が高いのか安いのか、ちょっとその辺がよくわかりませんけれども、物によると思いますけれども、そういう支援を新年度では計上していきたいというふうに考えておまして、この5年間で徐々に徐々に住民の方々が理解をしていただいて、行政も頑張っているんだから、町民の方も一緒になって頑張ろうということで、それに賛同していただけるような、この5年間の経過措置を設けておりますので、努力していただくことを期待しているところでございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 予算規模については、新年度予算計上された後、またいろいろと議論させていただきたいと思いますが、今の段階ではできる限りの配慮をお願いしたいということを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 経過措置についてなんですけれども、5年間ということなんですけれども、この第25条に掲げてあります、3項の町長は必要があると認めるときという、手数料についても、この経過措置というのが適用されるのかどうかということ、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 松山議員のご質問でございますが、附則のところの5年間といいますのは、看板の移行期間といいますか、看板を新しくしていただく期間を5年間設けているということでございますし、手数料の関係は、今回の手数料は施行日から5年間に経過するまでは手数料についても免除するというようなことを記載しておるところでございます。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは議案第70号 伊根町屋外広告物条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

屋外広告物条例が、先ほどの景観条例については平成24年第1回定例議会の一般質問に始まり、幾度となく一般質問等で町長と議論してまいりました。ようやく条例が提案され、きょうこの日を迎えたことに感慨深いものであります。

我がまちは平成23年2月に京都府知事の同意を受け、4月より景観法に基づく景観行政団体に移行しました。景観行政団体へ移行したことで、京都府屋外広告物条例によってしか保全、整備することができなかった看板や屋外広告物等について、伊根町独自の景観条例及び景観計画を策定することで、日本で最も美しい村としてふさわしい調和のとれたものとして伊根町全体を規制することが可能となりました。

また、当町では重要伝統的建造物群保存地区の選定や、日本で最も美しい村、さきの世界で最も美しい湾クラブへの加盟等、景観行政に取り組んできたことは、同僚議員各位はご承知のことと思います。

ご承知のとおり、京都府屋外広告物条例では、府下一律の基準で当町の伝建地区にはふさわしい基準となっていないのが現状であります。また、本条例の前から屋外広告物については掲示に依って申請が必要で、かつ、手数料が必要でありました。当町では、広報誌で周知を図っていたものの、ほとんどの掲示者には浸透しておらず、新たな負担が発生するような意見がありますが、10伝建地区を除き、多くの広告物は既存条例の適用範囲であり、新たな負担が生じたわけではありません。

また、本条例の制定に当たっては、検討委員会が5回にわたり開催され、さまざまな立場から活発な議論が出されました。検討委員会の委員の皆さんには敬意を払うものであります。住民の皆さんや広告物設置者への周知については、いま一度、丁寧な説明が必要であり、今後、施行まで担当

課のみならず、行政一丸となって取り組んでいただくとともに、それぞれの事業者にとってさまざまな思い入れのある広告物を撤去とされる場合には適切な予算措置をお願いしたいということは、申し添えさせていただきます。

国内でも類を見ないオンリーワンの情景である伊根浦舟屋群など、今ある資源を十分に生かし、磨き上げることによって、住民の皆さんや訪れた人がほかの人に紹介したくなる、自慢したくなるような、みんなに、世界に誇れる心のふるさとである伊根を目指す景観条例とあわせ、本条例の制定は、美しい町並み、かけがえのない自然、豊かな歴史、文化的景観を整備、保全し、調和のとれたものとするのは、次代の子供たち、そして、その次の世代に受け継ぐ上で、かつ、それぞれの地域の特性を生かした美しい景観まちづくりには必要不可欠であります。

屋外広告物条例について、将来の我がまちのためにも、未来の伊根町のためにも、同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論ございませぬか。討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第70号 伊根町屋外広告物条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後は13時20分より再開したいと思います。

休憩 12時14分

再開 13時17分

○議長（泉 敏夫君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第13 議案第71号

○議長（泉 敏夫君） 日程第13、議案第71号 伊根町営駐車場条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明をお願いします。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第71号 伊根町営駐車場条例の制定についてでございます。

整備を行う駐車場の秩序ある管理を行うため、設置及び管理に必要な規定を定めるものでございます。この条例の対象は、七面山と大西の駐車場でございます。

七面山駐車場は、平田区から区民用駐車場用地を借り上げて整備する関係で、年間契約を行う規定を設け、駐車スペースを確保する想定をしております。また、年間パスカードは、駐車スペースは確保しません。また、地元と協議の結果、年間契約者を除く一般利用者の入庫は、午前8時から午後9時までとし、出庫は随時でございます。

大西駐車場は、24時間利用可能です。料金体系は、年間契約を除き条例案のとおりでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） それでは、議案第71号 伊根町営駐車場条例の制定についてということですが、その前に、先ほどの協議の中でご質問がありました駐車場の竣工日のことですが、1月と申し上げましたが、工事完了後速やかにということで、ご訂正のほうよろしくお願いしたいと思います。大変申しわけなかったと思います。

議案第71号 伊根町営駐車場条例の制定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） お尋ねします。七面山のほうなんですけれども、例えばイベント時の対応策として、例えば第3条の第2項もしくは第8条、第10条、こちらのほうで、もし七面山でこれまでどおりのイベントを開催するときには、それらを想定してのこの条例という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 和田議員さんのご質問でございますが、花火大会でありますとか、

そういうところで当然支障になってくる部分につきましては、本条例によりまして時間の変更なり、町長が必要と認めたときに、そういうことができるということがここに記載をしてあるとおりでございまして、そういうイベント時にはそういった形でちょっと使っていただくということで可能かなというふうに思っております。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） あともう1点なんですけれども、別表2の金額のところ、20分以内で8時から9時までに限る、これは無料というふうになっておりますけれども、これは無料でも一応ゲートのいわゆるパス券みたいなのは発行して、20分以内だったらそれを入れても金額はゼロになっているという、よく今でいう高速道路の縦貫道の与謝野町と宮津間みたいな、ああいう形になるということの理解でよろしいんですかね。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 20分以内ということで、入った入庫時間が機械のほうでわかりますので、その時間帯については、出庫する時間は当然20分以内であれば無料ということになるかと思っておりますので、1台1台、入庫の時間がはっきり把握されますので、それで測定をして判断するということになるかと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 年間で借りられる人の場合、場所の指定があるんでしょうか。ここここここは、もう年間で借りられる場所だとかいうような指定をされているんでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 場所の指定というよりは年間契約者に対して、それは恐らく平田区民さんとかそういった方々に、恐らく限られるのかなというふうに思っております、どの区割りを年間の契約にするかというのは、自治会のほうでお決めになるということが適切かというふうに思っておりますので、その部分での指定があろうかと思っております。その協議を今現在やっているというような状況でございまして、供用開始が出来るのもその自治会との協議ということで時間を要するというところでございます。

○議長（泉 敏夫君） 暫時休憩します。

休憩 13時29分

再開 13時35分

○議長（泉 敏夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 供用開始の時期は、工事が完了した後直ちにとということですが、それはよくわかったんですけれども、4月1日からにしても、あと3カ月そこじゃないですか。実際にいつからというのを、もう少し具体的な、もう例えばもう2月1日なんですよとか、2月ごろなんですよとか、券の販売については、年間パスの販売等についてはその1週間前ぐらいから役場のほうで販売しますよとか、そういったことをちょっとお示しいただかないと、これはできますよ、工事が完了した後ですわということを我々有権者の方に説明する、ちょっとそれができないかと、もう少し具体的に教えていただきたい。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 今回、契約される地元の方々への対応につきましては、先ほど濱野議員がおっしゃられていたようにもっと明確にする必要があるということなんですが、何しろ工事がはっきりとしませんので、それについては事前にあらかじめ平田区の方々とお話をさせていただいて、めどとして例えば2月になる見込みですというようなところの話もさせていただいたり、券の使い方等も当然要るでしょうし、そういうことも含めてちょっと検討させていただきますので、取り組みをさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） となると、工事の工期は決まっているわけですね。それは12月末でしたっけ、工期。それで、工期内に間に合わないから2月になって、1月1日が無理だということで。大体めどとしては、2月ぐらいだというふうなニュアンスで私どもは思っておればいいのかということはお聞かせいただきたいのと、もう1点、第7条のほうなんですけれども、こちらに

火気の使用禁止であったりとか船舶の上げおろし、この辺について禁止事項と、禁止行為について掲示されているわけなんですけれども、大西の駐車場であれば、テントを張ってという方もやっぱり中にはいらっしゃいますよね。これについて、禁止行為が設けられていないについては今現在、看板が設置してあってキャンプとかそういったことはしないでくださいねとは書いてあったとは思いますが、それでも実際にあるわけですよね。それについて、今後、条文には記載されておりませんが、記載されないのは何か理由があってなのか、それとも、看板のほうで掲示されておれば行政指導ができるという理解で、あえて入れていないのか、その2点についてお聞かせ願います。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 濱野議員のご質問でございますが、工事については2月ごろというぐらいをめどに考えていただいたらなというふうに思っております。

それと、テントを張ったりしてお使いをされるお客さんにつきましては、当然、行政指導はしていこうということで内部的にはもう考えておまして、ちょっと目に余る行為でありましたら警察に通報するというようなことも考えておりますので、それまでに警察にも通報を實際させていただいた実績がありますので、大西駐車場のときなんですけれども、注意をしていただくことをさせていただきましたので、それも引き続き行政指導なり警察への通報をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はありませんか。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 七面山のところの駐車場に関してなんですけれども、駐車用にたくさん車が入るということは、当然、道路も関連してくるのかなと思うんですが、その先また4月に、交流館の完成も控えております。そうすると、車の流れが変わるんじゃないかなという気がするんですが、そのときにその一方通行云々ということを考えておられるのかどうなのか。与謝荘の前でも大変狭いです。あそこのところで、どうしても与謝荘さんの駐車場の中に片方が入って片方がというふうな通行の仕方になるんじゃないかなと思うんですけれども、駐車場を考えておられるんやったらそういうところまでを一括で考えておられるかどうか、今後の予定なんかがあればちょっとお聞かせ願いたいです。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 松山議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

当然、車の流れというものも変わってくるだろうということは予測されるわけでございます。ただ、一方通行にする中身については、今現在、一方通行というのは考えておりません。やはり今までの生活の中で、鳥屋の、恐らく大きく影響してくるのは鳥屋の方なんだろうと。そういう方々がいつもこう通っていたのが反対側をまた通行しなければならない事態が生まれてくるわけですね。そうなりますと、一方通行の標識をつけようと思えば、当然、いろいろと警察のほうとの協議も出てくると思いますし、当然、取り締まりも出てくるということも予測されるわけで、現在のところは考えておりませんが、今後、そういうような一方通行にしなければ、もうどうにもこうにもならない状態が続いていくというような実態がもし見えたら、その時点でまた考えさせていただくということにしたいというふうに思っております。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質疑ございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 伊根町営駐車場条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第72号

○議長（泉 敏夫君） 日程第14、議案第72号 伊根町伊根浦公園条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第72号 伊根町伊根浦公園条例の制定についてでございます。

住民、観光客に憩いの場を提供し、あわせて観光振興に寄与するための伊根浦公園条例でございます。これまで、舟屋を眺めるときに、陸上から海側の開口部分を間近に見ることができるスポットとして好評をいただいておりますが、公の施設として駐車場設備を整え、秩序ある管理を行うために設置及び管理に必要な規定を定めるものでございます。

駐車場は、料金収集システムを整備し、駐車場料金体系は伊根町営駐車場条例を準用する規定を設けており、年間契約を除き同様の料金体系でございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 議案第72号 伊根町伊根浦公園条例の制定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 先ほどの説明の中で、伊根浦公園については観光案内所を含めて一体として公園だというふうに説明いただいたと思うんですけども、今回の条例については、観光協会が来年ですかね、おりてくるの、予定なのかどうか知らないですけども、それも含めて条例を制定されているという公園の範囲については、そこも含めてなんだという理解でいいのか、その辺、お示しいただけますか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 濱野議員のご質問でございますが、現在のところ観光協会案内所は、一応、来年度におりてくるということで計画をいたしております。観光協会案内所でございますので、その案内所については、これらの施設から切り離しを行いまして、公の施設としては緑地公園、駐車場、栈橋、そういったものに限って公園の取り決めをすることにしておりますので、観光協会は恐らく、入ってこられましたら、おりてこられましたら、今後は観光協会が指定管理のような形で進めていければありがたいかなというふうに考えておりまして、そういうことも含めて考えておりますので、観光協会の施設は入らないというようなことでございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、今回の伊根浦公園については、普通自動車と小型特殊自動車、これについてが駐車場管理条例の中で適用となっております。大型バスについては入っていないということで理解、先ほど予算の中で説明いただきました。

普通車といっても、キャンピングカーとか個人の車両で比較的大型バスに近い大きさの車というのが今多いんですね。駐車場に入りきらないケースというものがやっぱりあるんですけども、それについては大型バスのところにとめるとなると、普通の車をとめている人とそういったキャンピングカーをとめている人という間で、公平性に欠ける部分が出てくるんじゃないかと思うんですが、それについてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 休憩いたします。

休憩 13時50分

再開 13時51分

○議長（泉 敏夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 今、道路交通法といいますか、道路法律の中で、いろんな車の車種等があるかと思うので、ちょっとそこを調べますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） できる限り公平性を保っていただきたいというのが住民サイドの意見でありますので、その辺について検討いただければ結構です。

続きまして、別表第1の使用料の中で、業として行う写真撮影、映画撮影等という文言がございます。舟屋の里公園の設置及び管理に関する条例や水の江里浦嶋公園の設置及び管理に関する条例、桜が丘運動公園の設置及び管理に関する条例でも同様の条文の記載があります。使用料として、ただし決算書に上がったところを見たことが、私、ございません。申請があって免除をされているのであれば問題ないのですけれども、申請すらなく無許可で、今、町のPRのために撮影いただいているという理解をすればいいのでしょうか、今後、こういった条文で上げられる以上は、具体的な使用料の徴収方法と、そしてやっぱり条例でございますので、法令遵守、こちらをしていただいて、できないのであれば、もう条文から削除するのもしつかなというふうには私は思うんです。でも、できるんだよということであるのであれば、こういった形で窓口を設けて、そこに申請して使用料を取っていくのか、それについて説明を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） ご質問の前に、先ほどの道路の規格の件でございますが、5m掛ける2.5mを超えるような車はとめられないということで整理をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、濱野議員の、この別表1の料金でございますが、この施設のみならず、先ほどもおっしゃられましたように、水の江里浦嶋公園でありますとか舟屋の里公園でありますとか、そういうものもありますので、これ単独でということではききましたということになりますと、全て整合性がとれなくなるということもございますので、実態が実際にはないんです。実際に映画を撮影して、お金を9,000円もらうとかというような実態も、はっきり言ってございません。ですから、こういうところについては、全施設を見直しさせていただいて、どう整理するか、今、濱野議員のご質問のとおりです。整理をさせていただきたいというふうには思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 撮影の実態はあるわけなんですよね。それを把握してこなかったと。こういう条文が、担当者によってはこの条文があることも忘れていらっしゃるかもわからない。しっかりと、今回、この条例についてはこのまま賛成しますけれども、整理をしていただくことをお願ひいただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質問はございませんか。7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 先ほどの大西海岸もそうなんです、有料の駐車場を設けるということは、駐車場以外のところへ車をとめる方がふえるのではないかと思います。大西海岸は、以前からゴールデンウィークなんか海岸沿いに車をずっと並べて、小学生が通学するときに車にはねられそうなところを歩いているようなことがよくございました。また、そのようなことがこれから先ないように対策を考えられているかお聞かせ願ひしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 佐戸議員のご質問でございますが、今回、有料化することに伴って、有料でないところに車をとめられるということを懸念されているのだらうというふうに思っております。その場合は、当然、路上駐車ということがふえてきますので、それはまた行政指導の中でしっかりと、警察のほうに有料・無料にかかわらず置いていただくということを言っていくしかないのではないかなというふうに考えております。そういうことによって、通行する方々の安全に期するということで対応していくべき話かなというふうに考えております。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） あの大西ですが、あの辺りは公安委員会で駐停車禁止にはなっていないような気がするんですが、そのあたりをちゃんとやっておかないと、取り締まることもできないと私は思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） そうですね。標識が立っておりませんので、取り締まりも恐らくできないということになるのかなというふうに思っております。ただ、路上駐車で、その道路の区画線より外へ出ているということについては、やはり注意する義務が当然出てきますので、その

部分はやはりいろいろと警察なんかにはパトロールをしていただいて、車のとめる場所をもっと安全なところに停車をしていただきたいというような活動といいますか、取り組みはしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 駐停車の関係で補足させていただきます。

車両を駐車しまして、余り地が3m60cmないと、これは駐車してはいけないというのが基本的にはございます。また、側道が、歩道がありますので、側線を塞いでとめると歩行者が通れないということで、歩行者をあけてそれでもなお3m60cmあいている場合は、本来は注意できないということで、ただしこれは、余り詳しい人がいらっしゃいませんので、警察の場合は、何ぼそれが正当であっても、邪魔になるからどうかしてくださいという指導をして、そういう説明は一切しておりませんが、そういうきちとした取り締まりの規則があることだけご報告させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質問はございませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 道路に限らず、福祉センターまた伊根の漁港施設についても、恐らくこの有料化になった暁には無断駐車がふえるものと思います。これについても同じように、そして町の管理地、日出で、伊根湾めぐり乗り場の近くで町の管理地についてはトラロープを張っていただいて駐車禁止にさせていただきましたけれども、そういったところにもふえてくると思います、そういったところについても、しっかり行政指導していただけるようお願いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質問はございませんか。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号 伊根町伊根浦公園条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第73号

○議長（泉 敏夫君） 日程第15、議案第73号 伊根町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第73号 伊根町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

農業委員会等に関する法律の改正に伴うもので、農業委員会委員が、これまでの公職選挙法に基づく公選制から、議会の同意を得て市長村長が選任するという制度改正に伴うものでございます。また、あわせて農地利用最適化推進委員制度は新設されます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 議案第73号 伊根町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 伊根町では、現在の14名と同数で、本来であれば国のほうでは新設された推進委員と農業委員は別活動というご説明でよく理解はできるんですけども、本来の推進委員というのは、どういう活動になるんですか。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 先ほども申しましたように、農業委員会は委員会のほうで農地の適正管理ということで転用等の審議も行いますが、その席には推進委員も同席をしていただきます。

実際の違いは、現地の農業者の中で、この地域の農業のプランを作成するんですが、10年後を見据えた、そういう活動に、本来今でしたら農業委員が参画してそれを話し合っておりますが、国のほうでは、その農業委員の業務がふえるため、現地で活躍する推進委員、農業委員の活動を補助するための両輪として、現地での活動をする推進委員を設けなさいという方針が出たわけですが、伊根町の場合は、農業委員の議員さんもおられますが、審議内容がそんなに多く、都会と違ってありません。転用とかそういう関係の難しい案件がございませんので、伊根町の規模で、この内容でしたら現地活動も一緒に、今の農業委員と同じ活動でいけるという判断をしまして、ただし、国の規則によって規定によって推進委員は設けなくてはならないということなので、現在の人数で今と同じ活動をしていこうと、ただし、農業委員が11名で推進委員は3名ですけれども、実際には農業委員会の総会にも同席していただいて情報共有をして、現地にも農業委員さんにも行っていただくということで、伊根町の場合は両方を兼ねてやっていただくような、一緒に活動していくような考えで推進していこうと考えております。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 伊根町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第74号

○議長（泉 敏夫君） 日程第16、議案第74号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第74号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

本町は地方税法に従って、条例中に委任規定をもっておることから、委員長任期を委員会規定で定めておりますが、これを条例で規定するものでございます。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第74号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑ないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第74号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第75号

○議長（泉 敏夫君） 日程第17、議案第75号 伊根町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第75号 伊根町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

平成28年人事院勧告に従って、給料表、勤勉手当などを改正するものでございます。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第75号 伊根町職員の給与に関する条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第75号 伊根町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 議案第76号

○議長（泉 敏夫君） 日程第18、議案第76号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第76号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

職員の給与改定にあわせて期末手当の支給率を改正するものなどでございます。

細部については、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第76号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第76号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第77号

○議長（泉 敏夫君） 日程第19、議案第77号 伊根町町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第77号 伊根町町税条例等の一部改正についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律に基づき、平成28年3月に伊根町町税条例が一部改正されておりますが、当該条例改正の中で改正を見送った軽自動車税の種別割、環境性能割に係る部分について所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 議案第77号 伊根町町税条例等の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 参考資料のほうで、軽自動車税の課税免除の規定整備ということで、宮津市と京丹後市と事前調整を行ったというふうに記載があります。与謝野町さんとは事前調整をされなかったのは、何か理由があってされなかったのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 与謝野町とも事前の調整は情報共有のためにさせてもらっておるんですけども、情報の書きぶりについて、与謝野町は先に京都府が示される前の準則によって条例改正を事前に、もう改正案をつくっておりましたので、具体的な条例の整備の内容について具体的な部分を宮津市、京丹後市と事前に調整を行わせていただいたというところでございます。

具体的な内容につきましては、全て近隣自治体と同じということでございますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑ございませんか。質疑がないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号 伊根町町税条例等の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第78号

○議長（泉 敏夫君） 日程第20、議案第78号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第78号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

法律改正により、町民税で分離課税される特例適用利子及び配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 議案第78号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第78号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 議案第79号

○議長（泉 敏夫君） 日程第21、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現職の固定資産評価審査委員会委員1名が、平成28年12月22日付で任期満了となるため、新たに選任を行うものでございます。

永濱貢氏を選任しようとするものでございます。

人事案件であり、担当課長等からの細部説明については省略をさせていただきますが、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

◎ 日程第22 議案第80号

○議長（泉 敏夫君） 日程第22、議案第80号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第80号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定についてでございます。

伊根町水の江里浦嶋公園の管理を指定管理者に行わせるためのものですが、現在の指定管理に関する契約が本年度末に満了することによるものでございます。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 議案第80号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） これだけの資料では、私、議会で議決する以上、条例に基づき公募の結果を行った団体から選考しただけでは、賛成・反対はおろか、もう議論にもならないです。そしてなおかつ、これは採決で賛成した以上、私ども説明責任を果たしていかなければなりません。他市町では、代表者名、設立年月日、資本金、職員数、事業概要、候補者が示した事業計画の基本方針から運営計画、組織体制、支出計画、採点結果等の選定経過まで具体的な資料を議会に提出されております。

指定しようとする指定管理者について具体的な資料の提出を求めます。これについては、議案第82号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定についてでも同様であり、仮にきょう、資料を提出いただいても、事前配付がなければ調査する時間すらありませんので、資料を提出いただいた後、委員会へ付託いただくか、調査する時間を、議長、設けていただきたいと思っております。資料の提出はいただけますか。

○議長（泉 敏夫君） 休憩いたします。

休憩 14時49分

再開 14時55分

○議長（泉 敏夫君） 再開いたします。

ただいま委員会に付託との意見がありました。

お諮りします。本案について、産業建設委員会に付託とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって本案は、産業建設委員会に付託いたします。

◎ 日程第23 議案第81号

○議長（泉 敏夫君） 日程第23、議案第81号 伊根町勤労婦人とこどものセンター、伊根町福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第81号 伊根町勤労婦人とこどものセンター、伊根町福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

同センターの管理を指定管理者に行わせるためのものですが、現在の指定管理に関する契約が本年度末に満了することによるものでございます。

細部については、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 議案第81号 伊根町勤労婦人とこどものセンター、伊根町福祉センターの指定管理者の指定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第81号 伊根町勤労婦人とこどものセンター、伊根町福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第24 議案第82号

○議長（泉 敏夫君） 日程第24、議案第82号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第82号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定についてでございます。

包括的管理を指定管理者に行わせるため、議会の同意を得ようとするものでございます。

以前に説明させていただいた指定管理の候補者として協議を続けている団体が法人格を取得し、株式会社として登記を完了したことの報告を受けております。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 泉課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 議案第82号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 先ほどの件と同様に、こちらにつきましても産業建設委員会のほうへ委員会付託をお願いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） ただいま、委員会に付託とのご意見がありました。

お諮りします。本案について、産業建設委員会に付託とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって本案は、産業建設委員会に付託いたします。

◎ 日程第25 議案第83号

～

◎ 日程第26 議案第84号

○議長（泉 敏夫君） 日程第25、議案第83号 新たに生じた土地の確認について（新井漁港岸壁等漁港施設用地）について及び日程第26 議案第84号 字の区域の変更について（新井漁港岸壁等漁港施設用地）の2議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、一括で提案をいたします。議案第83号 新たに生じた土地の確認について、議案第84号 字の区域の変更についてでございます。

漁港整備計画による埋め立てで造成した2漁港岸壁等漁港施設用地でございます。地方自治法第9条の5、第1項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。また、同所を字新井小字濱ノ上に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるとでございます。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 議案第83号 新たに生じた土地の確認について及び議案第84号 字の区域の変更について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。2議案について質疑を行います。質疑は議案番号の後に発言ください。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第83号 新たに生じた土地の確認について（新井漁港岸壁等漁港施設用地）及び議案第84号 字の区域の変更について（新井漁港岸壁等漁港施設用地）の2議案を一括して採決します。

2議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、2議案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第27 議案第85号

～

◎ 日程第28 議案第86号

○議長（泉 敏夫君） 日程第27、議案第85号 新たに生じた土地の確認について（伊根漁港船揚場）及び日程第28 議案第86号 字の区域の変更について（伊根漁港船揚場）の2議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第85号 新たに生じた土地の確認について、議案第86号 字の区域の変更について一括提案申し上げます。

漁港整備計画による埋め立てで造成した伊根漁港船揚場でございます。地方自治法第9条の5、第1項の規定により議会の議決を求めます。また、同町字亀島小字ジャノ池に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めます。

細部については、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○企画観光課長（泉 良悟君） 議案第85号 新たに生じた土地の確認について、議案第86号 字の区域の変更について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） 2議案について質疑を行います。質疑は議案番号の後に発言ください。質疑はございませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第85号 新たに生じた土地の確認について（伊根漁港船揚場）及び議案第86号 字の区域の変更について（伊根漁港船揚場）の2議案を一括採決します。

2議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、2議案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第29 議案第87号

○議長（泉 敏夫君） 日程第29、議案第87号 京都地方税機構規約変更に関する協議の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第87号 京都地方税機構規約変更に関する協議の件についてでございます。

京都地方税機構が処理する事務に、新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税にかかわる申告書等の受付等の事務を追加するため、その規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほか23市町村と協議したいので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

細部につきましては、担当課長等から説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 議案第87号 京都地方税機構規約変更に関する協議の件について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第87号 京都地方税機構規約変更に関する協議の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第30 副議長選挙

○議長（泉 敏夫君） 閉会中、佐戸仁志君より副議長の辞職願が提出され、12月2日付で辞職を許可したことを報告します。

日程第30、副議長の選挙を行います。

副議長の辞職に伴い、選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

（事務局職員議場を閉める）

○議長（泉 敏夫君） ただいまの出席議員は全員です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

藤原正人君

山根朝子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いします。

（事務局職員投票用紙を配付）

○議長（泉 敏夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れがないと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局職員投票箱を点検）

○議長（泉 敏夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の指名を記入の上、1番議員から順番に投票をお願いします。

白紙投票は無効といたします。

それでは、投票をお願いします。

（1番議員から順番に投票を行う）

○議長（泉 敏夫君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

藤原正人君、山根朝子君の立ち会いをお願いします。

（事務局職員開票整理、議長に報告）

○議長（泉 敏夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、

そのうち有効投票 9 票

無効投票 0。

有効投票のうち、

和田 義 清 君 9 票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票でございます。したがって、和田義清君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（事務局職員議場をあける）

○議長（泉 敏夫君） ただいま副議長に当選されました和田義清君が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

和田義清君の副議長当選承諾の挨拶をお願いします。和田義清君。

○副議長（和田義清君） 佐戸副議長に引き続き、この 2 年間、副議長としてお世話になることになりました。本日の議会でもありましたように、景観条例もしくは屋外広告物等、いろいろと議論多数ありましたが、今後も副議長を仰せつかった結果、町民また行政、そのかけ橋となれるように我が議会のほうで議長のほうをサポートして、今後も町政発展のために邁進してまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いして就任のご挨拶をさせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 休憩いたします。休憩中に、理事者及び課長等については退席していただきます。

再開は 3 時 40 分といたします。

休憩 15 時 30 分

再開 15 時 43 分

○議長（泉 敏夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 31 常任委員・議会運営委員及び広報特別委員の選任について

○議長（泉 敏夫君） 日程第 31、常任委員・議会運営委員及び広報特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。常任委員・議会運営委員及び広報特別委員の選任については、委員会条例第 4 条第 1 項及び議会広報特別委員会の設置に関する条例第 5 条の規定によって、議長の指名にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局長より朗読させます。前野局長。

○議会事務局長（前野義明君） それでは、総務委員から朗読させていただきます。

和田 義 清 議員 山 根 朝 子 議員

佐 戸 仁 志 議員 上 辻 亨 議員

泉 敏 夫 議員でございます。

続きまして、産業建設委員を朗読させていただきます。

藤 原 正 人 議員 濱 野 茂 樹 議員

松 山 義 宗 議員 大 谷 功 議員でございます。

次に、議会運営委員を朗読させていただきます。

和田 義 清 議員 濱 野 茂 樹 議員

松 山 義 宗 議員 大 谷 功 議員

上 辻 亨 議員でございます。

次に、広報特別委員を朗読させていただきます。

藤 原 正 人 議員 濱 野 茂 樹 議員

松山義宗議員 山根朝子議員以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） ただいま事務局より朗読いたしましたとおり、常任委員・議会運営委員及び広報特別委員を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。それでは、以上のとおり指名することに決定いたしました。

ただいまから常任委員会、議会運営委員会及び広報特別委員会を委員会条例第7条第1項及び広報特別委員会の設置に関する条例第7条第1項の規定により議長において招集いたします。

各委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 15時45分

再開 15時57分

○議長（泉 敏夫君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第32 常任委員会・議会運営委員会及び広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任について

○議長（泉 敏夫君） 日程第32、常任委員会・議会運営委員会及び広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

各委員会の委員長、副委員長の選任については、委員会条例等の規定により各委員会において互選することとなっております。休憩中にそれぞれ委員会で委員長、副委員長が決定されましたので、報告いたします。

総務委員会	委員長	上 辻 亨 君
	副委員長	山 根 朝 子 君
産業建設委員会	委員長	松 山 義 宗 君
	副委員長	藤 原 正 人 君
議会運営委員会	委員長	和 田 義 清 君
	副委員長	上 辻 亨 君
広報特別委員会	委員長	松 山 義 宗 君
	副委員長	山 根 朝 子 君

以上のとおりでございます。

◎ 日程第33 宮津与謝消防組合議会議員の選挙について

○議長（泉 敏夫君） 日程第33、宮津与謝消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名方法について議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定いたしました。なお、指名は、欠員となった1名のみといたします。

宮津与謝消防組合議会議員に

上 辻 亨 君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、宮津与謝消防組合議会議員に上辻亨君が当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第34 京都地方税機構議会議員の選挙について

○議長（泉 敏夫君） 日程第34、京都地方税機構議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名方法については議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に

和田 義 清 君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました和田義清君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、京都地方税機構議会議員に和田義清君が当選しました。

ただいま当選しました和田義清君は、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 散 会

○議長（泉 敏夫君） 以上、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

12月16日金曜日の本会議は午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願ひします。

なお、初めに一般質問から行います。

どうもご苦労さまでした。

この後、議会活性化特別委員会及び議員定数等調査特別委員会並びに総務委員会、産業建設委員会、その後、親睦会、総会を開催しますのでよろしくお願ひします。

散会 16時02分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員